第3次富士見市美化推進計画について

1. 計画策定根拠 富士見市をきれいにする条例

(美化推進計画)

- 第 14 条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画 を定めるものとする。
 - (1)投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
 - (2)路上喫煙を防止するための施策に関する事項
 - (3)環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
 - (4)市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
 - (5)前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

2. 計画の目的 環境美化の推進

- ①空き缶等および犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策の実施
- ②市民・事業者・行政の役割の明確化
- ③環境美化活動に対する支援
- **3. 計画期間** 5年間
 - · 富士見市美化推進計画(計画期間:平成22年度~平成26年度)
 - ·第2次富士見市美化推進計画(計画期間:平成27年度~平成31年度)
 - 第3次富士見市美化推進計画(計画期間:令和2年度~令和6年度)

4. 現行の計画内容

(1) 4つの基本方針

※方針ごとに市民・事業者・行政の役割を明記

①《続けよう 目を向け気づく まちの美化》

市民一人ひとりが地域の環境美化を含め、まちの環境美化に関心を持つことができるよう、自主 的に環境美化活動を実施している市民団体や事業者のイベントやキャンペーンの実施、まちの環境 美化に関する情報等を積極的に発信・収集します。

②《育てよう 一人ひとりの 美化意識》

市民一人ひとりが自宅周辺の環境美化に努めるとともに、他人を気遣う思いやりを持つことができるよう、教育の現場だけでなく、大人が率先して模範を示し、社会全体で環境美化意識の啓発を推進します。

③《取り組もう 「きれい」を守る 美化活動》

市民・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき環境美化活動を積極的に行うとともに、まちの環境美化を守るための対策を推進します。

④《広げよう チームワークで 美化運動》

個人や家族の枠を超えて、地域ぐるみ・まちぐるみで環境美化活動を行うため、市民・事業者・ 行政が一体となり、自主的な環境美化活動の支援、情報の共有、体制づくりを推進します。

基本方針①

『続けよう 目を向け気づく まちの美化』

<主な役割>

市民

- ・まちの環境美化に関する情報の収集に努めます。
- ・環境美化活動のイベント等に参加し、地域の環境美化・まちの環境美化に関心 を持つよう努めます。
- 環境美化活動を実施している市民団体は、自らの活動が多くの人の目に触れるよう、PR活動を積極的に行います。

事業者

- ・環境美化活動に関する情報の収集に努めます。
- ・環境美化活動に関するイベントを積極的に開催します。
- ・環境美化活動を実施している事業者は、自らの活動が多くの人の目に触れるよう、PR活動を積極的に行います。

行_政

- ・市民団体や事業者が実施している環境美化活動について、広報、ホームページ、 ソーシャルメディア等を活用し、情報の発信・収集をします。
- ・「富士見市をきれいにする条例」をより多くの人に知ってもらうため、街頭キャンペーンを行うほか、路上喫煙禁止区域内の啓発物の管理を行います。

<第3次美化推進計画で実施した事業>

- ・環境問題啓発ポスター展の実施と、富士見ふるさと祭りにおける上位作品の表 彰などの環境問題啓発事業
- ・「富士見市をきれいにする日」のホームページや広報誌による周知と、環境施策 推進市民会議との街頭キャンペーンの実施
- 路上喫煙禁止啓発看板、横断幕、路面シール、のぼり旗の設置





基本方針②

『育てよう 一人ひとりの 美化意識』

<主な役割>

市民

- ・市民一人ひとりが「自分の住むまちをきれいに保とう」とする心を持つことが できるよう、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置を行いませ ん。
- ・歩道等でごみを見つけたときは、自分が捨てたものでなくても拾うよう心がけます。
- ・ごみの分別ルールを守り、集積所等の環境美化に努めます。
- ・路上喫煙禁止区域外においても、路上喫煙を誘発しないよう努めます。
- ・世話をしている猫がごみをあさったり、歩道等でふんをしたりする等、地域の 環境美化の妨げとなることがないよう心がけます。
- ・「富士見市をきれいにする日」に行うクリーン作戦事業等、地域ぐるみで環境美 化活動に取り組み、地域全体の環境美化意識の向上に努めます。

事業者

- ・社員研修等を通じて、社員の地域への環境美化意識の向上に努めます。
- ・事業所内の環境美化に努めます。
- ・地域の一員として、「まちをきれいに保とう」という意識を持ち、積極的に周辺 の環境美化に努めます。

行 政

- ・学校における環境美化活動の充実のほか、まちづくり講座(出前講座)等を行い、市民一人ひとりの環境美化意識の向上に努めます。
- ・環境美化活動に取り組むきっかけづくりとして、環境美化に関するポスター等 の募集を行うとともに、当該ポスター等を積極的に活用し、まちの環境美化を啓 発します。
- ・まちの環境美化に関する講座を開催します。
- ・ごみの投げ捨てや犬のふんの防止等の啓発用看板を作成・配布することにより、 まちの環境美化を推進し、市民一人ひとりの環境美化意識の向上に努めます。
- ・「富士見市をきれいにする条例」をより多くの人に知ってもらうため、街頭キャンペーンを行うほか、路上喫煙禁止区域内の啓発物の管理を行います。(再掲)
- ・市民団体や事業者が実施している環境美化活動について、広報、ホームページ、 ソーシャルメディア等を活用し、情報の発信・収集をします。(再掲)
- ・職員研修や安心安全道路クリーン事業の参加等を通じて、職員一人ひとりの環境美化意識の向上に努めます。
- ・地域の一員として、「まちをきれいに保とう」という意識を持ち、積極的に敷地 内及び周辺の環境美化に努めます。

<第3次美化推進計画で実施した事業>

- ・富士見ふるさと祭り〈エコ広場〉での情報発信
- ・「富士見市をきれいにする日」のホームページや広報誌による告知と、街頭キャンペーンの実施(再掲)
- ・安心安全道路クリーン事業への参加など、職員自らクリーン事業に参加する取り組み
- ・犬のふん放置を禁止する看板、路上喫煙禁止啓発看板・横断幕・路面シール・ のぼり旗の管理を行い、個々のマナー向上のための啓発活動を実施
- ・学校をはじめとした公共施設などでの自主的な美化活動の取り組み(資料3参照)
- ・市と富士見市商工会・商店会連合会の三者協定において、美化啓発のぼり旗 の設置・ステッカー・腕章の着用などの取り組みの継続



基本方針③

『取り組もう 「きれい」を守る 美化活動』

<主な役割>

市民

- ・市民一人ひとりが「自分の住むまちをきれいに保とう」とする心を持つことができるよう、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置を行いません。(再掲)
- ・歩道等でごみを見つけたときは、自分が捨てたものでなくても拾うよう心がけます。(再掲)
- ・ごみの分別ルールを守り、集積所等の環境美化に努めます。(再掲)
- ・「富士見市をきれいにする日」等、地域ぐるみで実施している環境美化活動に積 極的に参加します。

- ・土地の管理者等は、ごみの投げ捨てがされないよう環境美化に努めます。
- ・不法投棄を見つけたときは、警察又は市に連絡します。
- ・環境美化活動を実施している市民団体は、自らの活動が多くの人の目に触れる よう、PR活動を積極的に行います。(再掲)

事業者

- ・事業所内の環境美化に努めます。(再掲)
- ・地域の一員として、「まちをきれいに保とう」という意識を持ち、積極的に周辺 の環境美化に努めます。(再掲)
- ・たばこの吸い殻等のごみの投げ捨ての原因となる物の製造・加工・販売を行う 事業者は、消費者にごみの投げ捨てを行わないよう啓発に努めるとともに、必 要に応じてごみ分別回収容器を設置します。
- ・自動販売機の設置事業者及び設置場所の管理者は、回収容器を設置するととも に、自動販売機周辺の環境美化に努めます。
- ・不法投棄を見つけたときは、警察又は市に連絡します。
- ・環境美化活動に関するイベントを積極的に開催します。(再掲)
- ・環境美化活動を実施している事業者は、自らの活動が多くの人の目に触れるよう、PR活動を広く行います。(再掲)

行 政

- ・環境美化活動を実施している市民団体や事業者に対して必要な物品の貸与、提供等の支援を行います。
- ・市民団体や事業者が実施している環境美化活動について、広報、ホームページ、 ソーシャルメディア等を活用し、情報の発信・収集をします。(再掲)
- 新たに又は持続的に環境美化活動を行うことができるよう、人材の確保を含め、 手法を検討します。
- ・「富士見市をきれいにする条例」をより多くの人に知ってもらうため、街頭キャンペーンを行うほか、路上喫煙禁止区域内の啓発物の管理を行います。(再掲)
- ・不法投棄の通報があったときは、関係機関と連携し、速やかに対策を図ります。
- 不法投棄を防止するため、パトロールを行います。
- ・まちの環境美化を推進するため、違法看板や放置自転車等の撤去を行います。
- ・地域の一員として、「まちをきれいに保とう」という意識を持ち、積極的に敷地 内及び周辺の環境美化に努めます。(再掲)
- ・路上喫煙禁止区域内の喫煙状況を把握するため、現地調査を行います。
- ・美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域の指定について、必要に応じて検討を行います。
- ・自動販売機周辺の環境美化について、埼玉県と自動販売機の設置事業者との協議 内容を確認しながら、どのような施策を展開することができるかを研究・検討し ます。

<第3次美化推進計画で実施した事業>

- ・不法投棄パトロールの実施および警告看板の作成・配布
- ・不法投棄の通報に対する対応
- ・犬のふん放置を禁止する看板、路上喫煙禁止啓発看板、横断幕、路面シール、の ぼり旗の管理を行い、個々のマナー向上のための啓発活動を実施(再掲)
- 路上喫煙状況調査の実施
- ・市と富士見市商工会・商店会連合会の三者協定において、美化啓発のぼり旗の 設置・腕章の着用などの取り組みの継続(再掲)

基本方針④

『広げよう チームワークで 美化運動』

<主な役割>

<u>市 民</u>

- ・住民同士で地域の環境美化・まちの環境美化に関する情報交換に努めます。
- ・町会や自治会単位で環境美化について話し合う場を設けるよう努めます。
- ・たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置を行う人に対して声かけ を行うよう努めます。
- ・環境美化活動を実施している市民団体は、他団体との交流や情報交換を積極的 に行い、協力の輪を広げるよう努めます。

事業者

- ・事業者同士で地域の環境美化・まちの環境美化に関する情報交換に努めます。
- ・地域の住民や町会、市民団体等と積極的に交流し、地域の環境美化に関する情報交換に努めます。
- ・地域ぐるみ・まちぐるみの環境美化活動を推進するため、他事業者と連携しな がら支援方法等について検討を行うよう努めます。

行 政

- ・市民団体や事業者が実施している環境美化活動について、広報、ホームページ、 ソーシャルメディア等を活用し、情報の発信・収集をします。(再掲)
- ・環境美化活動を実施している市民団体や事業者同士の連携を深めるため、情報 交換を行う場を提供します。
- ・環境美化に関するイベントに多くの市民等・事業者からの協力が得られるよう、 呼びかけを行います。
- ・環境美化活動に関する情報を収集し、埼玉県との情報共有を図ります。
- ・環境美化活動を実施している市民団体や事業者に対して必要な物品の貸与、提供等の支援を行います。(再掲)

<第3次美化推進計画で実施した事業>

- ・クリーン作戦を行う団体へのゴミ袋配布などの支援
- ・富士見市環境施策推進市民会議での各種事業により、市民・事業者と交流し、 情報交換を実施
- ・【新規】新河岸川浄化清掃の参加の取り組み
- ・「富士見市をきれいにする日」のホームページや広報誌による告知と、環境施策 推進市民会議との街頭キャンペーンの実施(再掲)
- ・安心安全道路クリーン事業への参加など、職員自らクリーン事業に参加する取り組み(再掲)
- ・学校をはじめとした公共施設などでの自主的な美化活動の取り組み(資料3参照)(再掲)